

第220回 岐阜県都市計画審議会 議案・結果一覧

議案番号	議案名	市町名	内 容	決定機関等	審議結果
1	大垣都市計画道路の変更について	神戸町	<p>■3・6・405 西保新屋敷線</p> <p>○名称の変更 3・4・405号更屋敷新屋敷線 →3・6・405号西保新屋敷線</p> <p>○位置の変更 起点 神戸町大字更屋敷字河間池 →神戸町大字南方字屋敷</p> <p>○区域の変更 延長 L=2,840m→L=2,050m (廃止 L=790m) 幅員 W=16m→W=9.75m (L=2,050m)</p> <p>○車線数の決定 2車線</p>	岐阜県	原案を適当と認める。
2	大垣都市計画道路の変更について	大垣市	<p>■3・3・6 大垣環状線</p> <p>○区域の変更 幅員 W=25m→W=22m (交差点部 L=180m)</p> <p>○車線数の決定 4車線</p>	岐阜県	原案を適当と認める。
3	美濃加茂都市計画道路の変更について	美濃加茂市	<p>■3・6・4 深田御門線</p> <p>○名称の変更 3・6・4号国道21号線→3・6・4号深田御門線</p> <p>■3・4・16 御門森山線</p> <p>○名称の変更 3・4・16号国道41号線→3・4・16号御門森山線</p>	岐阜県	原案を適当と認める。
4	岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津都市計画、可児都市計画及び御嵩都市計画下水道の変更について	各務原市	<p>■木曾川右岸流域下水道</p> <p>○区域の変更 岐阜県各務原浄化センターの区域の縮小 A=約37ha→A=約34ha</p>	岐阜県	原案を適当と認める。

5	建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について	可児市	汚泥の脱水及び廃酸・廃アルカリの中和を行うその他処理施設の新設を行うもの。 汚泥の脱水施設(24時間) 汚泥の脱水 10,733.76m ³ /日 廃酸・廃アルカリの中和施設(24時間) 廃酸・廃アルカリの中和 4,316.40m ³ /日 敷地面積 220,752.54m ²	特定行政庁 : 岐阜県知事	都市計画上支障がないと認める。
---	---	-----	--	------------------	-----------------